

練馬区医療施策検討委員会設置要綱

平成29年 3 月 31 日
28練健地第10089号

(設置)

第1条 区民が安心して医療を受けられる環境の整備に向けて、区が取り組む医療施策の方向性を検討するため、練馬区医療施策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、練馬区の医療施策に関するつぎの事項について検討し、区長へ報告する。

- (1) 区内に必要な医療提供体制に関すること。
- (2) 医療と介護の連携に関すること。
- (3) その他医療環境の向上に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、つぎに掲げる者で構成し、区長が委嘱する。

- (1) 公募区民 3名以内
 - (2) 学識経験者 2名以内
 - (3) 医療介護関係者 13名以内
- 2 委員会に委員長および副委員長を置く。委員長は、委員の互選により選任する。副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を主宰し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、または説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、地域医療担当部医療環境整備課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。